



あったかふれあいセンター便り

こんな活動
しています!!

あったかふれあいセンターやまびこ（大正地域）



四万十高校3年生が高齢者ふれあい体験のため、福笑いを作ってセンターを訪問してくれました。

日頃、高齢者と触れ合うことが少ない生徒たちにとって良い体験になったのではないのでしょうか。高齢の方に限らず、どなたでもセンターをご利用になれます。さまざまな年代の方と、多世代間交流することで子どもの健全な成長、介護予防、自己実現など相互効果があるといわれています。お気軽にお越しください。

町内のサロン 12月の予定

【大正地域】ふれあいサロン	
1日(金)	下道集会所
4日(月)	北ノ川集会所
6日(水)	江師改善センター
8日(金)	上宮集会所
11日(月)	健康管理センター
13日(水)	大正橋集会所
14日(木)	下津井集会所
15日(金)	奥打井川集会所
19日(火)	瀬里集会所
20日(水)	田野々憩の家
27日(水)	集活センターこだま

【十和地域】生きがいサロン	
1日(金)	井崎集会所
4日(月)	古城生活改善センター
5日(火)	旧昭和農協2階
7日(木)	十和の里
12日(火)	川口集会所
13日(水)	奥大道生活改善センター
19日(火)	旧昭和農協2階
21日(木)	十和の里

【窪川地域】生きがいサロン	
1日(金)	社会福祉センター
5日(火)	ふるさと未来館
8日(金)	口神ノ川集会所
12日(火)	小野川集会所
14日(木)	檜生原井細の里
19日(火)	影野町民会館
20日(水)	東川角老人憩の家

【お問い合わせ先】
あったかふれあいセンター十和
☎28-5166

【お問い合わせ先】
あったかふれあいセンターくぼかわ
☎29-6112
携帯 ☎080-4080-3688

【お問い合わせ先】
あったかふれあいセンターやまびこ
☎29-4888

- ①奨学生またはその保護者のどちらかが、四万十町に住所を有する方
 - ②経済的な理由により就学が困難な方
 - ③向学心が旺盛な方
 - ④資金の返還が確実と認められる方（連帯保証人が2人必要です）
 - ⑤他の奨学金などを受給していない方
- (注) 希望者が多い場合は、審査により貸し付けできないことがあります。
- (イ) 貸し付けの決定に必要な事項について関係機関で調査する場合があります。
- 世帯の収入が概ね下記に定める基準額以下である世帯が対象になります。

世帯区分	給与・年金収入の場合	給与・年金収入以外の場合
	収入基準額	所得基準額
2人世帯	3,020,000円	1,934,000円
3人世帯	3,740,000円	2,452,000円
4人世帯	4,390,000円	2,970,400円
5人世帯	5,040,000円	3,492,000円
6人世帯	5,730,000円	4,042,400円

【お問い合わせ先】学校教育課 ☎22-2594

受付期間は12月1日から平成30年2月末日までです。

貸し付けを希望される方は、申請書に必要書類を添えて、左記のいずれかの受付窓口へ提出をしてください。（申請書は左記の窓口でお渡しします）

【申請書の提出先】

- ・学校教育課
- ・大正 町民生活課
- ・十和 町民生活課

平成30年度

四万十町奨学金制度のご案内

第59回 家庭内備蓄⑥

みなさん、こんにちは。「防災マモル」です。今月も一緒に防災について考えてみよう！



博士

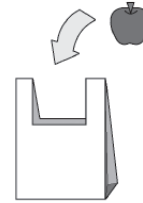
マモルくん、家にポリ袋はあるかの？

お買い物の時にもらった分がたくさんあるよ！



防災マモル

溜まってしまうポリ袋なのじゃが、実は災害時にとっても役に立つのじゃ！



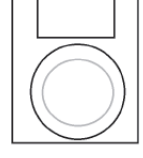
物を入れる



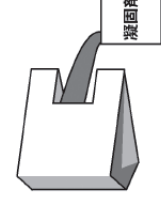
手袋のかわりになる



水をためる



皿を汚さない



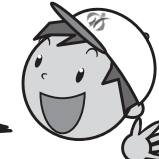
トイレとして使う



簡単なおむつが作れる



たくさん溜まっていないと思ってたけれど、こんなに活用方法があるんだね！畳むとコンパクトなサイズになるから、溜めておきやすいね。



そうなのじゃ。数がたくさんあっても、小さくたためば、かさばらない。たくさんあればいろんなことに使えるのじゃ！

【お問い合わせ先】危機管理課 ☎22-3280 - 来月も2人と一緒に、防災について学んでみよう！

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

【お問い合わせ先】
町民課 ☎22-3117

部落差別問題は、これまでの国や市町村のさまざまな取り組みにより解決の方向に向かっていますが、今なお許しがたい差別事件が起こっています。また近年はインターネット上での差別発言など新たな人権侵害も発生しています。このような中「部落差別の解消の推進に関する法律」が昨年12月に施行されました。この法律は今もなお部落差別が存在するとしつつ「部落差別は許されない、解消すべき課題」として国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会の実現をめざすものです。

国や地方公共団体に対しては相談体制の充実や、教育・啓発活動を行うことが求められており、四万十町においても、この法律の趣旨をふまえて、今後も部落差別の解消に向けた取り組みを進めていきます。12月4日から10日は「人権週間」です。皆さまもこの機会に、部落差別をはじめとした人権問題について、一度考えてみませんか。

教育委員会の点検・評価の公表について

「地方教育行政の組織および運営に関する法律」第26条の規定に基づき、四万十町教育委員会では、平成28年度の教育行政事務の管理および執行の状況について点検および評価を行い、報告書にまとめました。報告書は、四万十町のホームページへの掲載および本庁・各地域振興局の閲覧コーナーに配備していますのでご覧ください。

【お問い合わせ先】学校教育課 ☎22-2594